

別紙

名古屋工業大学教員による研究費の不正使用の認定について

1 発覚の時期及び経緯

国立大学法人名古屋工業大学（以下、「本学」という。）事務局長は、2025年10月、研究費の不正使用の可能性がある事案について、自らの職務において把握し、本学学長へ報告した。

予備調査を行った結果、さらなる調査が必要と判断し、不正使用調査委員会を設置し本調査を行うことを決定した。本調査の結果、研究費の不正使用が行われたと認定した。

2 調査

(1) 調査体制

不正使用調査委員会（学内委員3名、学外委員（弁護士）1名）を設置

委員長 理事 磯貝 勇壽

（2026年4月以降 副学長 永田 謙二）

委員 事務局長 宮川 勉

（2026年4月以降 事務局長 小湊 啓一）

委員 弁護士 矢田 啓悟

委員 副学長 永田 謙二

（2026年4月以降 電気・機械工学類長 森田 良文）

(2) 調査内容

調査期間 2025年12月23日～2026年3月11日（※）

調査対象者 電気・機械工学類 教授 岩崎 誠

調査範囲 ①調査対象者が所管する2018年度～2025年度の奨学寄附金による支出

②上記①に加え、調査対象者が所管する2025年度予算による支出のうち雇用に関するもの

③上記①、②に加え、所管する2025年度予算による支出のうち、出張・物品購入・役務提供等に関するもので調査対象者を支払先とするもの

調査方法 帳票確認、調査対象者及び関係者へ事情聴取

※調査方針の検討日から調査結果報告書の決定日までの期間

3 調査結果（不正等の内容）

(1) 不正等の種別

虚偽申請による奨学寄附金の不正使用、及び物品の販売

(2) 不正等に関与した研究者

電気・機械工学類 教授 岩崎 誠

4 不正等の具体的な内容

(1) 動機・背景

調査対象者は従来、「印刷物」を無償配布していたが、配布作業の負担軽減を理由として、事業者に販売を委託する形に変更した。その際、大学への申請書類では無償配布として申請したまま変更を行わなかった。

(2) 手法

奨学寄附金を原資として印刷した「印刷物」を事業者に販売委託し、販売冊数に応じた売上金（事業者手数料控除後）を個人口座に振り込ませていた。

(3) 私的流用の有無

調査対象者は売上金を研究室の活動等の費用に充てていたとして私的流用の意図を否定している。しかしながら、調査対象者は売上金について領収書や収支報告書等の記録を一切作成しておらず、自身の生活費等と混蔵させて管理していた。

「印刷物」の売上金は、事業者から調査対象者の個人口座に振り込まれ個人の資金と渾然一体となった状態で費消可能な状態に置いた以上、その具体的な使途の如何にかかわらず、私的流用に該当すると判断した。

5 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

2020年2月4日から2025年1月23日にかけて、虚偽申請に基づき合計6回（総額104万1414円）、奨学寄附金を原資に「印刷物」を印刷したこと、及び「印刷物」について事業者を通じて販売し、売上金から事業者への手数料を控除した合計146万4467円（ただし、21万5215円については、事業者で支払保留）を事業者から調査対象者の個人口座へ入金させた行為は、「国立大学法人名古屋工業大学における研究費等の取扱いに関する規程」に反するものであり、不正使用に該当すると判断した。

なお、雇用、出張、物品購入・役務提供等（当該印刷物を除く）については不正を裏付ける事実は認められず、常習的に不正を企んでいたものとまではいえない。

6 不正に使用された研究費等の種類、額

資金の種類	年度	不正使用額
奨学寄附金	2019年度～2024年度	1,041,414円

7 再発防止策

(1) 不正防止計画への取り組み事項の追加と学内への周知徹底

不正防止計画へ関連事項を盛り込むとともに、今回の研究費不正事案の内容を学内に周知し再発防止のための強い注意喚起を行う。

(2) 研究コンプライアンス教育

不正使用が認められた者については国立大学法人名古屋工業大学職員懲戒規程に基づき懲戒処分を行うとともに氏名等を公表する可能性があること、購入目的を正しく記載した申請を行うこと、大学物品の不正販売の禁止、奨学寄附金の寄附目的の徹底等を研修内容に盛り込む。